

給与支払報告書(個人別明細書)の記載例

三重県 志摩市 税務課

※詳しい書き方は、税務署配布の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご参照ください。

住所欄 令和8年1月1日現在の住所をご本人に確認のうえ、正確に記入してください。		8 <p>※ 種別 <input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/></p> <p>※ 区分 <input type="checkbox"/> 受給者番号 <input type="checkbox"/></p> <p>支払いを受ける者 <input type="checkbox"/> 住所 志摩市阿児町鵜方3098番地22 <input type="checkbox"/></p> <p>役職名 (フリガナ) シマ タロウ</p> <p>氏名 志摩 太郎</p> <p>種別 支 払 金 額 給与所得控除後の金額(調整控除後) 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額</p> <p>内 千 円 千 円 内 千 円 内 千 円</p> <p>給与 賞与 6 000 000 4 260 000 3 200 000 0</p> <p>(源泉)控除対象配偶者の有無欄 「有」欄.....年末調整の適用者で、控除対象配偶者注2がいる場合は、「○」を記入してください。 年末調整を受けない場合は、源泉控除対象配偶者注3がいる場合に「○」を記入してください。 「老人」欄... 控除対象配偶者(年末調整を受けない人は源泉控除対象配偶者)が70歳以上の場合には「○」を記入してください。</p> <p>摘要欄① ・中途就職者で前職の給与等を合算して年末調整をした場合は、前職の「給与支払額」「源泉徴収税額」「社会保険料」「支払者名」を記入してください。 ・5人目以降の控除対象扶養親族の対象がいる場合は、その氏名を記入してください。</p> <p>住宅借入金等特別控除の額の内訳欄 住宅ローン控除を適用した場合は「居住開始年月日」を記入してください。年末調整で控除しきれない控除額がある場合は、「住宅借入金等特別控除可能額」も記入してください。 ※記載がないと住民税への適用の有無と控除額が判断できません。</p> <p>本人障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生欄 本人に該当する控除がある場合は○をしてください。 ※寡婦・ひとり親については、離別・死別、扶養の有無など控除要件を満たすかどうかの確認をお願いします。</p> <p>控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)欄 控除対象扶養親族・障害者がいる場合は、その人数を記入し、「控除対象扶養親族」欄にその扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号(マイナンバー)12桁を記入してください。 「特定」…19歳～22歳の扶養親族 「老人」…70歳以上の扶養親族 「特親」…19歳～22歳で所得が58万円超123万円以下の方 ※特親を適用させる場合、特定親族特別控除の額欄へも記入 ※老人扶養のうち、同居の直系尊属がいる場合はその人数を「内」の欄へも記入 「その他」…16歳～18歳および23歳～69歳の扶養親族</p>																														
個人番号欄 支払いを受ける者の個人番号(マイナンバー)12桁を正確に記入してください。		<p>個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2</p> <p>役職名 (フリガナ) シマ タロウ</p> <p>氏名 志摩 太郎</p>																														
氏名・フリガナ欄 氏名を正確に記入し、フリガナは必ずつけてください。 ※記載がないと個人の特定ができません。		<p>摘要欄② 合計所得金額が1,000万円を超える受給者の同一生計配偶者注1が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は、その配偶者の氏名と同一生計配偶者である旨を記入してください(例「氏名(同配)」)。 (源泉・特別)控除対象配偶者の欄に氏名は記載しません。</p> <p>生命保険料欄 生命保険料控除を適用した場合は、各生命保険料の支払額を必ず記入してください。</p> <p>5人目以降の扶養親族の個人番号欄 5人目以降の扶養親族がいる場合は摘要欄に氏名を記入し、個人番号(マイナンバー)12桁を記入してください。</p> <p>5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄 5人目以降の16歳未満の扶養親族がいる場合は摘要欄に氏名を記入し、個人番号(マイナンバー)12桁を記入してください。</p> <p>中途就・退職欄 年の中途中で就職や退職をした場合は「就職欄」または「退職欄」に○をつけ、その日付を記入してください。</p> <p>生年月日欄 必ず記入してください。元号を漢字で記載してください。 (正確に) ※個人の特定をするうえで必要な事項です。</p> <p>16歳未満扶養親族の欄 16歳未満の扶養親族がいる場合は、人数を記入し、「16歳未満の扶養親族」欄にその16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号(マイナンバー)12桁を記入してください。</p>																														
		<p>中途就・退職 <input type="checkbox"/> 受給者生年月日</p> <p>就職 <input type="checkbox"/> 退職 年 月 日 元号 年 月 日</p> <p>○ 7 7 1 昭和 43 8 9</p> <p>支払者 志摩市 (電話) 0599-〇〇-×××</p> <p>控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)</p> <table border="1"> <tr> <td>特定</td> <td>老人</td> <td>その他</td> <td>特親</td> <td>16歳未満扶養親族の数</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>従人</td> <td>内</td> <td>人</td> <td>従人</td> <td>人</td> <td>従人</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>												特定	老人	その他	特親	16歳未満扶養親族の数	人	従人	内	人	従人	人	従人	1			1		1	
特定	老人	その他	特親	16歳未満扶養親族の数																												
人	従人	内	人	従人	人	従人																										
1			1		1																											

注1: 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下である方をいいます。

注2: 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者をいいます。

注3: 源泉控除対象配偶者とは、合計所得金額が900万円以下の受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である方をいいます。